

平成19年6月15日

会員 各位

社団法人 日本病院薬剤師会  
会長 伊賀 立二

がん薬物療法認定薬剤師認定申請資格について

時下 益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、「がん薬物療法認定薬剤師認定申請資格」(別紙)は、平成19年2月3日に開催された理事会、通常代議員会で承認され、同年4月21日の理事会において一部修正案が承認され、現在にいたっております。

この認定申請資格(8)は、下記のとおりに取り扱うことといたしますのでご連絡申し上げます。

記

1. 日本病院薬剤師会が認定した研修施設において3ヶ月間の実務研修を履修した者は、「がん薬物療法認定薬剤師認定試験」の受験が免除されます。  
但し、平成21年9月30日までに認定申請する者に限ります。
2. 日本病院薬剤師会が認定した研修施設に勤務する薬剤師で、引き続き3年以上がん薬物療法に従事している者が他の施設において3ヶ月研修を履修せず「がん薬物療法認定薬剤師」の認定申請を行う場合は、「がん薬物療法認定薬剤師認定試験」は受験しなければなりません。

なお、本年の9月2日(日)に実施する「がん薬物療法認定薬剤師認定試験」の受験資格は、病院での薬剤師勤務歴が4年以上の者であり、日本病院薬剤師会が認定した研修施設において引き続き3年以上、がん薬物療法に従事している者となります。

\* がん薬物療法認定薬剤師認定試験の案内は、近日中にホームページに公開いたします。

別紙

## がん薬物療法認定薬剤師認定申請資格

平成19年2月3日

### 1. がん薬物療法認定薬剤師認定申請資格

以下の全てを満たす者は認定を申請することができる。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた見識を備えていること。
- (2) 5年以上の薬剤師歴を有し日本病院薬剤師会あるいは日本薬剤師会の会員であり、かつ、日本医療薬学会、日本薬学会、日本臨床薬理学会、日本癌学会、日本癌治療学会、日本臨床腫瘍学会のいずれかの会員であること。
- (3) 日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師、日本医療薬学会認定薬剤師、日本薬剤師研修センター認定薬剤師あるいは日本臨床薬理学会認定薬剤師であること。
- (4) 日本病院薬剤師会が認定する研修施設（以下「研修施設」という。）において、病棟業務（薬剤管理指導業務）、抗がん薬注射剤混合調製、薬物血中濃度モニタリング、緩和ケア等の実務研修を3ヶ月以上履修していること、または、研修施設において引き続いて3年以上、がん薬物療法に従事していること（所属長の証明が必要）。
- (5) 認定対象となる講習（日本病院薬剤師会あるいは各都道府県病院薬剤師会が実施するがん領域の講習会、日本癌学会、日本癌治療学会、日本臨床腫瘍学会が主催する教育セミナーなど）を所定の単位（10時間、5単位）以上履修していること。
- (6) がん患者への薬剤管理指導の実績50症例以上（複数の癌種）を満たしていること。
- (7) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。
- (8) 日本病院薬剤師会が行うがん薬物療法認定薬剤師認定試験に合格していること。

### 附則

- 1) 平成18年度～平成20年度において上記（4）の内、3ヶ月間の実務研修を履修し、平成21年9月30日までに認定申請する者にあつては（8）を必要としない。
- 2) がん薬物療法認定薬剤師認定申請資格は平成19年4月1日より施行する。
- 3) 平成19年4月21日改定